

神戸親和大学公的研究費の使用に関する行動規範

令和3年9月24日制定
(最新改正 令和5年5月12日)

神戸親和大学（以下「本学」という。）は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、公正かつ適正に使用するため、次のとおり行動規範を定める。

1. 本学の教育職員及び事務職員（以下「教職員」という。）は、本学及び本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）に交付される公的研究費は本学が管理責任を有する公的な資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
2. 本学の教職員及び研究者は、公的研究費の使用にあたっては、関係法令等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
3. 本学の教職員及び研究者は、公的研究費の公共性を認識し、適正に使用しなければならない。
4. 本学の教職員及び研究者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 本学の教職員及び研究者は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
6. 本学の教職員及び研究者は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないように、公正に行動しなければならない。